

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

政令案要綱

- 一 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下「法」という。）第十九条の規定による特定化学物質の排出量及び移動量の開示の実施に係る手数料について、全ての電磁的記録媒体による開示の実施に対応したものとすること。
（第八条関係）
- 二 磁気ディスクについて、法第二十条第一項に規定する磁気ディスクとすること。
（第九条関係）
- 三 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。
（附則関係）